

令和3年3月22日、奈良県市町村総合事務組合議会定例会において議決された令和3年度奈良県市町村総合事務組合予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別添のとおり公表いたします。

令和3年4月19日

奈良県市町村総合事務組合

管理者 森川裕一

令和3年度 奈良県市町村総合事務組合予算

令和3年度奈良県市町村総合事務組合の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,869,700千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用

令和3年3月22日 提出 同日原案可決

奈良県市町村総合事務組合
管理者 森川裕一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額	
1 分担金及び負担金		4,646,629	千円
	1 分担金	82,503	
	2 負担金	4,564,126	
2 使用料及び手数料		69,682	
	1 使用料	69,682	
3 県 支 出 金		4,930	
	1 県補助金	4,930	
4 財 産 収 入		13,871	
	1 財産運用収入	13,871	
5 繰 入 金		72,003	
	1 基金繰入金	72,003	
6 繰 越 金		21,000	
	1 繰越金	21,000	
7 諸 収 入		41,585	
	1 預金利子	15	
	2 雑入	41,570	
歳 入 合 計		4,869,700	

歳 出

款	項	金 額	千円
1 議 会 費		165	
	1 議会費	165	
2 総 務 費		296,370	
	1 総務管理費	295,925	
	2 監査委員費	400	
	3 公平委員会費	45	
3 事 業 費		3,934,852	
	1 退職手当事業費	3,924,079	
	2 非常勤職員公務災害補償事業費	5,843	
	3 市町村関係団体補助事業費	4,930	
4 諸 支 出 金		635,813	
	1 基金積立金	635,813	
5 予 備 費		2,500	
	1 予備費	2,500	
歳 出 合 計		4,869,700	

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
奈良県市町村会館外壁等修繕工事	令和3年度から令和4年度まで	116,000 <small>千円</small>